

生活保護基準部会(仮称)の設置

生活保護基準部会(仮称)の設置について(案)

1. 部会の設置の趣旨及び審議事項

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会を設置する。

2. 当面のスケジュール

生活保護基準の評価・検証に当たり多面的なアプローチを可能とするよう、速やかに部会を設置して、まずは評価・検証の方法等について議論を開始し、月1回程度での開催を予定している。

また、今秋を目途に平成21年全国消費実態調査の特別集計等のデータがまとまり次第、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否か等の検証を開始する。

(参考)

○社会保障審議会運営規則(平成13年1月30日社会保障審議会決定)(抄)
(審議会の部会の設置)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第4条まで同じ。)を設置することができる。

○生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

生活保護制度の概要

(1) 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

最低生活費

年金・児童扶養手当等の収入

支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

※参考1 被保護者数(福祉行政報告例)

平成22年11月速報	保護人員	198万人
	保護世帯数	143万世帯
	保護率	1.6%

※参考2 生活保護費負担金 3兆円(平成21年度実績、総事業費ベース)
(国3/4、地方1/4負担)

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

(2) 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除

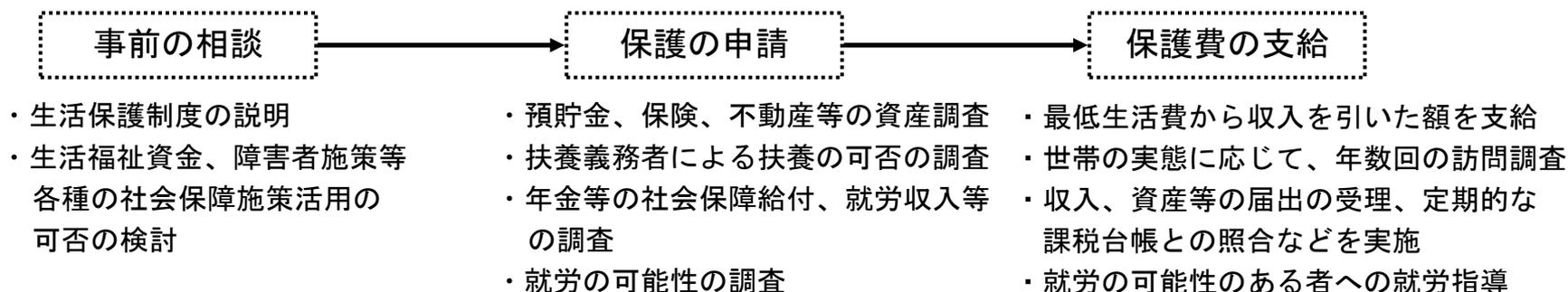
就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して基礎控除額が増える。
(就労収入8,000円までは全額控除、就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円))

(3) 生活扶助額の例 (平成22年4月～)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	175,170円	138,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	193,900円	158,300円

※ 児童養育加算を含む。

(4) 生活保護の手続



(5) 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。